

◆◆◆新型コロナウイルス感染症のワクチン接種◆◆◆

■問い合わせ先 健康増進課 ☎(32)8905

新型コロナウイルスワクチンの接種は、2月17日から始まり、令和4年2月末まで行う予定です。
 現在は、65歳以上の方への接種から基礎疾患を有する方へ、さらに、徐々に一般の方への接種が進められています。ワクチンの供給に制限がある時期もありますが、接種を希望する全市民が早期に接種できるよう努めていきます。今の時点で予約が取れない方も、今後、順次接種できますので、ご安心ください。

接種の対象者 (接種日の時点)

- ファイザー社 12歳以上の方
- 武田/モデルナ社 18歳以上の方

接種回数と間隔

ファイザー社と武田/モデルナ社、どちらのワクチンも2回の接種が必要です。どちらのワクチンも標準となる接種間隔はありますが、それを超えても、接種を1回目からやり直す必要はありません。なるべく早く2回目の接種を受けてください。



- ファイザー社 1回目の接種から3週間後
- 武田/モデルナ社 1回目の接種から4週間後

※標準の接種間隔を超えた場合の効果は十分に検証されていませんが、WHOや米国、EUの一部の国では、1回目から6週間後までに2回目を接種することを目安として示しています。
 ※下野市で使用するワクチンは、集団接種・個別接種ともに、当面はファイザー社のものを予定しています。

10代の方のワクチン接種についてはご家族でよくご相談ください

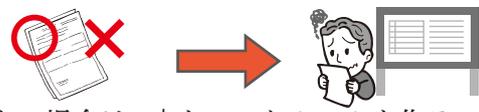
18歳未満の方の接種の注意点

- 16歳未満の方は、予診票に保護者の署名が必要です。
- 接種の希望の有無をご本人とよく話し合ってください。
- 基礎疾患のある方は、かかりつけ医療機関での接種をおすすめします。
- これから12歳になる方は、12歳の誕生月に接種券を郵送しますので、誕生日以降に接種してください。
- 中学生以下の方は、保護者同伴のうえ接種会場へお越しください（高校生も保護者同伴が望ましい）。

無意識に「ワクチン差別」をしていませんか

新型コロナウイルス感染症の収束への効果が期待されるワクチンですが、体質や持病などの理由で接種できない方もいます。
 そもそも、新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。
 周囲の方に接種を強制したり、接種を受けていない人を不当に扱ったりすることは「ワクチン差別」です。そのような行動をとらないよう、くれぐれもご注意ください。
 職場におけるいじめや嫌がらせなどに関する相談は、県内7か所に設置されている総合労働相談センターまで。
■相談先
 栃木総合労働相談コーナー
 ☎0282(88)5495

こうした行動はすべてワクチン差別です！

- 回覧や名札の表示等、接種(希望)の有無が第三者にわかるようにする

- 「接種を受けない場合は～」といったルールを作る、「接種は当然の義務」と声をかける等して、接種を受けなければならない雰囲気を作る

- アレルギー症状の診断書など、接種をしない理由の証明を求める

- 非接種のみを理由として部署替えや退職を求める、仕事や授業に参加させない、給与補償に差を設けるなどの不当な取り扱いをする
